

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は間伐（<u>第8号</u>に掲げる間伐をいう。）若しくは更新伐（<u>第9号</u>に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。</p> <p>(7) <u>除伐等</u> 別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>附帯施設等整備</u> 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。 ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するための施設等の整備 イ～エ [略]</p> <p>(11) <u>森林作業道整備</u> 別に定める森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良であって、第1号から<u>第9号</u>までのいずれかの施業と一体的に実施するもののうち、知事が適当と認めるものをいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この規則において「公的森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は間伐（<u>第9号</u>に掲げる間伐をいう。）若しくは更新伐（<u>第10号</u>に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。</p> <p>(7) <u>除伐</u> 別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。</p> <p>(8) <u>保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) <u>附帯施設等整備</u> 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。 ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備 イ～エ [略]</p> <p>(12) <u>森林作業道整備</u> 別に定める森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良であって、第1号から<u>第10号</u>までのいずれかの施業と一体的に実施するもののうち、知事が適当と認めるものをいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この規則において「公的森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は間伐（第8号に掲げる間伐をいう。）若しくは更新伐（第9号に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐等 別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) [略]

(9) [略]

(10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するための施設等の整備

イ～エ [略]

(11) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第8号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) [略]

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う更新伐（第8号に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐等 別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) [略]

(9) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するための施設等の整備

イ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が第1号から第8号に掲げる施業に係る事業量を超える

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は間伐（第9号に掲げる間伐をいう。）若しくは更新伐（第10号に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(9) [略]

(10) [略]

(11) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

イ～エ [略]

(12) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第10号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) [略]

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う更新伐（第9号に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(9) [略]

(10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

イ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く

ものを除く。)

(10) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第8号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

6 この規則において、「保全松林緊急保護整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第7項に規定する樹種転換を目的に行う次に掲げる施業をいう。

ア～オ [略]

カ 除伐等 別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

キ [略]

ク 附帯施設等整備 衛生伐及びアからキまでのいずれかの施業と一体的に実施するものであって、次に掲げるものをいう。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するための施設等の整備

(イ) 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が衛生伐及びアからキまでの施業に係る事業量を超えるものを除く。）

ケ 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、衛生伐及びアからキまでのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

。)

(11) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第9号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

(12) 森林保全再生整備 野生鳥獣による別に定める被害が発生した森林において行う次のいずれかに該当するものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

イ 鳥獣の誘引捕獲 野生鳥獣を誘引し、捕獲すること（当該捕獲のために必要な施設の整備等を含む。）。

6 この規則において、「保全松林緊急保護整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第7項に規定する樹種転換を目的に行う次に掲げる施業をいう。

ア～オ [略]

カ 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

キ 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

ク [略]

ケ 附帯施設等整備 衛生伐及びアからクまでのいずれかの施業と一体的に実施するものであって、次に掲げるものをいう。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

(イ) 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が衛生伐及びアからクまでの施業に係る事業量を超えるものを除く。）

コ 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、衛生伐及びアからクまでのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

7・8 [略]

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) [略]

(2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること(衛生伐、附帯施設等整備及び森林作業道整備に係る補助を除く。)

(3)～(6) [略]

(7) 第2条第2項第9号イ、第4項第9号イ、第5項第8号イ若しくは第6項第2号キ(イ)の更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第9号ウ、第4項第9号ウ、第5項第8号ウ又は第6項第2号キ(ウ)の更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

2・3 [略]

7・8 [略]

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) [略]

(2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること(衛生伐、更新伐、附帯施設等整備及び森林作業道整備に係る補助を除く。)

(3)～(6) [略]

(7) 第2条第2項第10号イ、第4項第10号イ、第5項第9号イ若しくは第6項第2号ク(イ)の更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第10号ウ、第4項第10号ウ、第5項第9号ウ又は第6項第2号ク(ウ)の更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(8) 森林保全再生整備を実施した場合において、当該森林保全再生整備の実施に要する経費について森林整備事業に係る補助金以外の補助金(国の補助に係るものに限る。)の交付を受けたときは、当該森林保全再生整備につき交付を受けた森林整備事業に係る補助金相当額を返還すること

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。